

支出証拠書

22年 2/7

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページの運用 (4月分)		
年月日	令和 5年 4月 1日~令和 5年 4月 30日	金額	839円

目的	自身の政策や活動を報告するためのホームページ運用依頼
使途	年間 管理・維持費
政務活動・ 県政との 関連性	県民に活動を広報するツールとして
<領収書貼付枠> 別添 請求書・振込受付書 参照 2022/05~2023/04 で、 9,900円+振込手数料165円=10,065円 2022/05~2023/03 分の9,226円は、請求済 4年 5月 整理番号 5-1 参照 2023/04 分、 10,065円-9,226円=839円 <u>を差引</u>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	839円	100%	839円

(参考)

支出証拠書

2/7

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページの運用		
年 月 日	令和 4 年 5 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	金 額	9,226 円

目 的	自身の政策や活動を報告するためのホームページ運用依頼
使 途	年間 管理・維持費
政務活動・ 県政との 関連性	県民に活動を広報するツールとして
<p>《領収書貼付枠》 別添 請求書・振込受付書 参照</p> <p>2022/05～2023/04 で、 9,900 円+振込手数料 165 円=10,065 円</p> <p>そのうち 2022/05～2023/03 分の支出証拠書を提出する。 10,065 円×11/12 月=9,226 円</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	9,226 円	/	9,226 円
		100%	

振込・振替を正常に受け付けました。

引落口座



振込・振替先口座

金融機関名 **三菱UFJ銀行**

支店名 **ナカリ**

科目 **普通預金**

口座番号 **2006830**

受取人名 **シカイトカス**

金額 **9,900円**

引落合計金額 **10,065円 (税込手数料 165円)**

振込依頼人名 **オシロイ**

- 上記振込先を今後も利用される場合は、「振込先の登録」ボタンを押してください。
- 上記振込先に毎月自動でお振込みをされたい場合は、「おまかせ振込先に登録」ボタンを押してください。
- 同じ引落口座から続けてお振込みをされる場合は、「続けて振込を行う」ボタンを押してください。

振込先の登録

おまかせ振込先に登録

続けて振込を行う

トップページへ



支出証拠書

5/13

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	セキュリティソフトウェア		
年月日	令和5年4月1日～令和6年3月31日	金額	96円

目的	
使途	5台3年分ライセンス更新
政務活動・ 県政との 関連性	
<領収書貼付枠> 別添 領収証 参照 $6.930 \text{円} \times 12 \text{ヶ月} (2023/4 \sim 2024/3) \div 36 \text{ヶ月} (\text{ライセンス} 3 \text{年分} \ast) = 2,310 \text{円}$ ※ライセンスは 2022/6/28～2025/6/27 $4 \text{月分}: 6.930 \text{円} \div 36 \text{ヶ月} = 192.5 \text{円}$ 4年6月 整理番号 6-1 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	192円	1/2 %	96円

整理番号	6-1
------	-----

(参考)
支 出 証 拠 書

5/13

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	セキュリティソフトウェア		
年 月 日	令和 4 年 6 月 28 日～令和 5 年 3 月 31 日	金 額	866 円

目 的	—
使 途	5台3年分ライセンス更新
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別添 領収証 参照 $6.930 \text{ 円} \times 9 \text{ ヶ月 (2022/7} \sim 2023/3) \div 36 \text{ ヶ月 (ライセンス3年分)} = 1,732 \text{ 円}$ ※ライセンスは 2022/6/28～2025/6/27	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,732 円	1/2 %	866 円



有効期限の延長(次年度更新)

有効期限まで30日以内の製品

現在、対象シリアル番号がございません。

有効期限まで31日以上 of 製品

製品	台数	シリアル番号	有効期限	延長
ESET インターネット セキュリティ 5台	5	[REDACTED]	2025/06/27	

2022/7~

※ご登録されているメールアドレスを元に製品の一覧を表示しています。

※「台数」は現在ご利用中の台数ではなく、ご契約(ご購入)されている台数となります。

有効期限が切れている製品

現在、対象シリアル番号がございません。

※有効期限切れ後、3年経過したシリアル番号は表示されません。

支出証拠書

6/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	リモート会議用ソフトウェア利用料金 (Zoom)		
年月日	令和5年4月1日～令和5年5月12日	金額	921円

目的	無料プランでは対応できないリモート会議を企画する
使途	年間利用料
政務活動・ 県政との 関連性	コロナ禍の政務活動における情報交換において長時間のリモート会議を企画する機会が増えたため。
<領収書貼付枠> 別添 クレジットカード 明細・請求書 参照 年間(2022/5/13～2023/5/12) 利用料金 20,100円 消費税 2,010円 計 22,110円 4年6月 整理番号 6-7 参照 ↓ 2022年5月に、22,110円×11ヶ月分(2022/05～2023/03)÷12ヶ月=20,267円請求済 2023年4月分として、22,110円-20,267円=1,843円請求 (今回)	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,843円	1/2 %	921円

(参考)
支出証拠書

6/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	リモート会議用ソフトウェア利用料金 (ズーム)		
年月日	令和4年5月13日~令和5年3月31日	金額	10,133円

目的	無料プランでは対応できないリモート会議を企画する
使途	年間利用料
政務活動・ 県政との 関連性	コロナ禍の政務活動における情報交換において長時間のリモート会議を企画する機会が増えたため。
<<領収書貼付枠>> 別添 請求書 クレジット明細書 参照 年間(2022/5/13~2023/5/12)利用料金 20,100円 消費税 2,010円 計 22,110円 22,110円×11ヶ月分(2022/05~2023/03)÷12ヶ月=20,267円 口座引落し: 4年6月 整理番号 6-5 参照	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	20,267円	1/2 %	10,133円

Invoice

Invoice Date: May 13, 2022
 Invoice #: INV147945542
 Payment Terms: Due Upon Receipt
 Due Date: May 13, 2022
 Account Number: [REDACTED]
 Currency: JPY
 Account Information: Shunichi Rachi

Business Registration Number: 00098

Sold To Address: 浜松市北区細江町中川7172-698, 5F
 101
 浜松市北区, 4311304
 Japan

Purchase Order Number:

Customer VAT/Tax Number:

Bill To Address: 浜松市北区細江町中川7172-698, 5F
 101
 浜松市北区, 4311304
 Japan

ZOOM W-9

*日付は米国太平洋標準時 (PST)

Charge Details

CHARGE DESCRIPTION	SUBSCRIPTION PERIOD	SUBTOTAL	TAXES, FEES & SURCHARGES	TOTAL
Charge Name: Standard Pro Annual				
Quantity: 1 Unit Price: JPY20,100	May 13, 2022-May 12, 2023	JPY20,100	JPY2,010	JPY22,110
		Subtotal		JPY20,100
		Total (Including Taxes, Fees & Surcharges)		JPY22,110
		Invoice Balance		JPY0

Taxes, Fees & Surcharge Details

CHARGE NAME	TAX, FEE OR SURCHARGE NAME	JURISDICTION	CHARGE AMOUNT	TAX, FEE OR SURCHARGE AMOUNT
Standard Pro Annual	Consumption Tax 7.000%	Federal	JPY20,100	JPY2,010

Total (Including Taxes, Fees & Surcharges)

JPY2,010

Transactions

Invoice Total

JPY22,110

TRANSACTION
DATE

TRANSACTION
NUMBER

TRANSACTION
TYPE

DESCRIPTION

APPLIED
AMOUNT

May 13, 2022

Payment

(JPY22,110)

Invoice Balance

JPY0

Need help understanding your invoice?



This plan includes products with monthly and/or yearly subscription periods. The subscription period for each plan, and the total charge, JPY20,100 (plus applicable taxes and regulatory fees), per subscription period for that product are set out above in the Charge Details section. Unless you cancel, your subscription(s) will auto-renew each subscription period and each subscription period thereafter, at the price(s) listed above (plus any taxes and regulatory fees applicable at the time of renewal) and your payment method on file at zoom.us/billing will be charged. You can cancel auto-renewal anytime, but you must cancel by the last day of your current subscription period to avoid being charged for the next subscription period. You will not be able to cancel your "base plan" (Zoom Meetings, Zoom Phone, or Zoom Rooms) without first canceling all other subscriptions in your plan. If you cancel, you will not receive a refund for the remainder of your then-current subscription period. You can cancel by navigating to zoom.us/billing and clicking "Cancel Subscription," clicking through the prompts, and then clicking to confirm cancellation. Should Zoom change its pricing, it will provide you with notice, and you may be charged the new price for subsequent subscription.

Zoom Video Communications, Inc. collects and pays consumption tax.

支出証拠書

7/22

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	リース自動車 車検(自賠償保険)		
年月日	令和 5年 4月 1日~令和 6年 3月 31日	金額	416 円

目的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<領収書貼付枠> 別添 請求書・振込明細 参照 自賠償保険代 20,010円 $4\text{月分} : 20,010\text{円} \div 24\text{ヶ月} = 833\text{円}$	
4 年 7 月 整理番号 7-20 参照	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	833 円	1/2 %	416 円

(参考)
支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	リース自動車 車検(エンジンオイル交換、自賠償保険)		
年月日	令和 4年 7月 22日	金額	6,072 円

目的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 請求書・振込明細 参照 エンジンオイル交換(部品代+作業料金) 4,220 円 消費税 422 円 自賠償保険代 20,010 円×9ヶ月分(R4.7~R5.3)÷24=7,503 円 4,220 円+422 円+7,503 円=12,145 円	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12,145 円	1/2 %	6,072 円

431-1304

静岡県浜松市北区細江町中川7172-705

良知 駿一様

(1頁)

請求書

発行日04-07-22
伝票No.10699

〒431-1305

浜松市北区細江町気賀603の2



msj 松下自動車

msj 松下自動車有限会社
代表取締役 松下 英彦

電話 (053) 523-0816

お振込先 静岡銀行 細江支店 普通預金 0003025
遠州信用金庫 細江支店 普通預金 0038581

登録番号 [Redacted]

車名 スズキ

グレード ヴィオ ハイブリッド MX

型式 DAA-MA36S

初年度登録 01-08

車検満了日 06-08-22

走行キロ数 23738km

適合証番号 207

入庫日04-07-22 / 出庫日04-07-22

受付担当 [Redacted]

整備担当 [Redacted]

業務担当 [Redacted]

作業内容・使用部品	数量	部品単価	部品金額	作業料金
msj 新車力初めて車検 (普通車:小型) 法定24ヶ月定期点検 ・かじ取り装置・制動装置・走行装置 ・緩衝装置・動力伝達装置・電気装置 ・原動機・有害ガス発生防止装置 ・灯火装置・その他の法定点検項目 ・タイヤローテーション、空気圧調整 ・エアクリナーエレメント清掃 ・バッテリー発電/放電点検 保安基準適合検査 下廻り装置及びエンジン外部の清掃 下廻り装置の防錆塗装作業 日常点検 お車の洗車と清掃 エアクリナーエレメント清掃 スパークプラグ清掃 タイヤ空気圧調整 タイヤローテーション バッテリー液量点検と発電量点検				14,000
エンジンオイル (アイドリングストップ) 交換	3.1	1,200	3,720	500
燃料ライン清掃フューエル1給油	1	1,800	1,800	
燃料ライン潤滑フューエル2給油	1	1,800	1,800	
ブレーキオイル4輪交換	1	1,500	1,500	2,000
ブレーキフット&サイド調整				2,000
エアコンオイル補充PAC補充	1	3,500	3,500	1,000
エアクリンフィルター交換	1	3,000	3,000	800
補助材料費&産業廃棄物処分料 代車の提供	1	1,000	1,000	

*自賠責保険	20,010
*重量税	10,000
*印紙代	1,600
代行料	11,500
消費税	1,150
諸費用合計	44,260

小計	16,320	29,300
合計 諸費用計		45,620 44,260
消費税等 入金		4,562 30,010
総計		64,432

引落口座選択 振込先選択 金融機関選択 支店選択 金額入力 内容確認 完了

振込・振替を正常に受け付けました。

引落口座



振込・振替先口座

金融機関名 シブ 枋

支店名 杉J

科目 普通預金

口座番号 0003025

受取人名 I&Iズ イマツタジトウシヤ(1

金額 64,432円

振込依頼人名 牙 シノ仔

- 上記振込先を今後も利用される場合は、「振込先の登録」ボタンを押してください。
- 上記振込先に毎月自動でお振込みをされたい場合は、「おまかせ振込先に登録」ボタンを押してください。
- 同じ引落口座から続けてお振込みをされる場合は、「続けて振込を行う」ボタンを押してください。

振込先の登録

おまかせ振込先に登録

続けて振込を行う

トップページへ

支出証拠書

7/23

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	PDF編集用ソフトウェア		
年月日	令和5年4月1日～令和5年7月31日	金額	869円

目的	
使途	1年分ライセンス更新
政務活動・ 県政との 関連性	
<p>《領収書貼付枠》 別添 領収証参照 4月分: 20,856円 ÷ 12ヶ月 (ライセンス1年分) = 1,738円 ↓ 2022年7月23日～2023年7月22日</p> <p>4年7月 整理番号 7-2/参照</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	1,738円	1/2	869円
		%	

(備考)
支出証拠書

7/23

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	PDF編集用ソフトウェア		
年月日	令和4年8月1日～令和5年3月31日	金額	6,952円

目的	—
使途	1年分ライセンス更新
政務活動・ 県政との 関連性	—
<領収書貼付枠> 別添 請求書・領収書・クレジットカード明細 参照 $20,856 \text{円} \times 8 \text{ヶ月} (2022/8 \sim 2023/3) \div 12 \text{ヶ月} (\text{ライセンス} 1 \text{年分}) = 13,904 \text{円}$ <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> ↓ 令和4年度分 </div> <div style="text-align: center;"> ↓ 2022年7月23日～2023年7月22日 </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">※ ライセンス1年分のうち、令和4年度分を充当する。</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	13,904円	1/2	6,952円
		%	



Adobe Systems Software Ireland Ltd
 4-6 Riverwalk
 Citywest Business Park
 Dublin 24, Ireland
 登録国外事業者番号: 00002

オンライン

請求情報

ご請求番号 222420574
 発行日 2023年 7月 23日
 支払い条件 クレジットカード
 注文番 ADB121985080JP
 ご注文番号 7018321568
 お客様 [REDACTED]
 通貨 円

領収書送付先

431-1304

良知 駿一様

領収書

品目詳細

製品番号	製品説明	数量	単位	単価	小計	税率	税	金額
65232744	Acrobat Pro	1	点	18,960	18,960	10.00%	1,896	20,856

領収書の合計

小計(円)	18,960
消費税	1,896
合計金額(円)	20,856

備考欄:

上記登録国外事業者が消費税を納める義務を負います
<http://www.adobe.com/support/service/Consumption Tax>

請求先連絡先

eCommerce - ASIA (Japan C Cards)

ご注文いただき、誠にありがとうございます!

支出証拠書

10/15

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	共有ソフト(Dropbox)		
年月日	令和5年4月1日~令和5年10月15日	金額	660円

目的	
使途	1年分ライセンス
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 <u>添紙</u> 2022年11月に、2023年3月分までを請求済(5ヶ月分) 5年2月 整理番号 2-1/参照 未請求分の2023年4月を請求(1ヶ月分) $15,840円 \div 12ヶ月 = 1,320円$	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	1,320円	1/2	660円
		%	

(参考)

支出証拠書

10/15

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	共有ソフト(Dropbox)		
年月日	令和4年11月1日～令和5年3月31日	金額	3,300円

目的	—
使途	1年分ライセンス
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 参照 $15,840 \text{円} \times 5 \text{ヶ月} (2022/11 \sim 2023/3) \div 12 \text{ヶ月} = 6,600 \text{円}$	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,600円	1/2 %	3,300円

Dropbox International Unlimited Company
One Park Place, Floor 6
Hatch Street Upper
Dublin 2
登録番号: [REDACTED]
billing-support@dropbox.com

rachi.shunichi.office@gmail.com の領収書

お支払い	日付	金額	領収書 ID
[REDACTED] を承認しました	2022-10-15	¥15,840	S5G5NM5FS72G

説明	金額
Dropbox Plus (2022-10-15 から 2023-10-15 まで)	¥14,400
小計	¥14,400
+ 消費税 (10%)	¥1,440
合計	¥15,840

Dropbox International Unlimited Company は登録国外事業者であり、消費税の申告および納税の義務を有します。

金額はすべてJPYで表示されます。これは請求書ではありません。追加のお支払いは必要ありません。

Dropbox では、サービスを提供、改善、保護、宣伝する目的で Cookie を使用しています。詳しくは、[プライバシー ポリシー](#)と[プライバシー ポリシー](#)；よくある質問をご覧ください。「個人データを第三者に販売または共有しない」などの個人設定は、[Cookie 同意ツール](#)で管理できます。

同意しない

すべて同意する

支出証拠書 (各種団体会費)

12/18

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	情報処理学会会費(年度更新)		
年月日	令和5年4月1日~令和6年3月31日	金額	900円

会の趣旨・目的	コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術および技術の振興をはかることにより、学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	(1) 情報処理関連技術の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表 (2) 情報処理関連技術の普及・実践 (3) 情報処理関連技術の標準化の推進ならびに普及 (4) 情報処理に関わる人材育成の推進 (5) 情報処理関連の国際学協会への加盟ならびに連絡および協力 (6) 情報処理関連学協会との連絡および協力 (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	今後は県政にICTを活用していかなければならない。ICTは進歩が速く、常日頃から情報収集する必要があり、情報処理学会に入会し定期的に会誌等を購読また必要に応じて学会等にも参加する。

《領収書貼付枠》
 別添 領収書 参照

※事業年度：4月1日～翌年3月31日

2023年度正会員費：10,800円
 (2023/04/01~2024/03/31)

4月分：10,800^円 ÷ 12^{ヶ月} = 900円

※添付書類：定款

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	10,800円	1/12	900円
		%	

〒431-1304
静岡県浜松市北区細江町中川7172-698
ラトゥール101

良知駿一事務所

良知 駿一 様

領収書を発行いたしましたので、お受け取りください。

お問合せなどは、下記までご連絡ご連絡ください。

◇連絡/照会先
一般社団法人情報処理学会 事務局
<https://www.ipsj.or.jp/>
Tel (03)3518-8374
Fax (03)3518-8375

一般社団法人情報処理学会
(201902504)

領 収 書

良知 駿一 様

No.202206787
2022年12月18日

¥ 10,800

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台

一般社団法人 情報処理学会



但し 2023年度正会員費

上記正に領収いたしました。

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

Google検索 🔍

「デジタルの日」特設サイト

事務局問合せ一覧

よくある質問

採用情報

サイトマップ

English

> 入会する > 個人会員の入会費用一覧

個人会員の入会費用一覧

個人会員の入会費用一覧

会員区分	入会金	会費	オプション*2		
			論文誌ジャーナル購読費	総合デジタルライブラリ	研究会登録費
時期/期間	入会時	年度単位*1	年度単位*1	年度単位*1	年度単位*1
消費税*3	対象外	対象外	税込価格	税込価格	税込価格
名誉会員	—	無料	5,500円	11,000円	参考：2022年度
正会員	2,000円	10,800円	5,500円	11,000円	
正会員（終身会員）	—	会誌あり：半額 会誌なし：免除	5,500円	11,000円	
学生会員	免除	4,800円	5,500円	11,000円	1つ無料 2つ目から上記のとおり
ジュニア会員*4	免除	無料	—	—	—

*1.本会の年度は、4月～翌年3月です。会費、オプション費用は年度額でご請求いたします。

*2.オプションは希望者のみのご登録です。

*3.消費税は、2019年10月以降のご登録は[10%]の価格となっております。

*4.ジュニア会員は、オプションの申込は不要です。同等のサービスを無料で受けられます。

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

Google検索 🔍

「デジタルの日」特設サイト

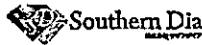
事務局問合せ一覧

よくある質問

採用情報

サイトマップ

English



学生ポスターセッション
ポスター発表募集

2023年度 国立情報学研究所
NII 共同研究公募

IoTシステム検定 中級

Webカタログ

60周年記念事業 Webサイト

【無料】400万以上
Web Knowledge Map テクノ動向情報サイト

学会について

学会について

情報処理学会とは

宗旨

委員会

支部

以て結成するもの

経過

経過同年

その他

> 学会について > 情報処理学会とは > 定款

定款

一般社団法人 情報処理学会 定款

制定日：昭和38年12月19日

社団法人としての定款変更履歴：昭和42年12月5日、昭和44年1月7日、昭和45年11月7日、昭和47年7月14日、昭和50年10月24日、昭和53年8月7日、昭和58年6月27日、昭和59年7月10日、昭和61年8月25日、平成1年3月29日、平成4年10月3日、平成5年8月2日、平成6年7月16日、平成12年3月23日、平成14年6月25日、平成16年3月1日、平成17年6月10日

一般社団法人認可までの定款変更履歴：平成20年12月22日、平成21年5月29日、平成22年3月24日、平成22年5月31日

一般社団法人としての定款変更履歴：平成22年6月18日認可、平成22年7月1日（一般社団法人への移行登記日）施行（※平成22年5月31日の旧法人最終改訂に同じ）、平成26年6月4日、平成27年6月3日

- 第1章 総則
- 第2章 目的および事業
- 第3章 会員および社員
- 第4章 社員総会
- 第5章 役員
- 第6章 理事会
- 第7章 資産および会計
- 第8章 定款の変更、合併および解散等
- 第9章 委員会等
- 第10章 情報公開等
- 第11章 補足
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人情報処理学会（Information Processing Society of Japan）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術および技術の振興をはかることにより、学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報処理関連技術の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表
- (2) 情報処理関連技術の普及・実践
- (3) 情報処理関連技術の標準化の推進ならびに普及
- (4) 情報処理に関わる人材育成の推進
- (5) 情報処理関連の国際学協会への加盟ならびに連絡および協力



学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

「デジタルの日」特設サイト

事務局問合せ一覧

よくある質問

採用情報

サイトマップ

English



学生ポスターセッション
ポスター発表募集

2023年度 国立情報学研究所
NII 共同研究公募券

IoTシステム技術検定 中級

Webカタログ

60周年記念事業 Webサイト

【無料】400万以上
WEBテクノロジー展 アク/動画視聴サイト

- (6) 情報処理関連学協会との連絡および協力
 - (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会員および社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 名誉会員 この法人の事業範囲において特別の功績があり、社員総会において推薦された個人
 - (3) 学生会員 短大、高専、大学学部、大学院修士課程および博士課程、またはこれに準ずる学校の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (4) ジュニア会員 小中学校、高校、専門学校、短大、高専（専攻科1年以下）、大学（学部3年生以下）の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (5) 賛助会員 この法人の事業を助するため入会した団体または個人
2. この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という）上の社員は、概ね正会員100人の中から1人の割合で選出される代表会員とする。
3. 代表会員は、正会員による代表会員選挙で選出する。代表会員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
4. 代表会員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代表会員選挙に立候補することができる。
5. 第3項の代表会員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代表会員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代表会員を選出することはできない。
6. 第3項の代表会員選挙は、毎年2月に実施することとし、代表会員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、代表会員が、法人法に規定された社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、および役員解任の訴えを提起している場合（責任追及の訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代表会員は社員たる地位を失わない（当該代表会員は、役員解任および解任ならびに定款変更についての議決権を有しないこととする）。
7. 代表会員に欠員が生じた場合は、速やかに再選挙により、欠員を補充することができる。欠員により選任された代表会員の任期は、前任者の残任期間とする。
8. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代表会員と同様にこの法人に対して行使することができる。
- (1) 定款の閲覧等の権利
 - (2) 社員名簿の閲覧等の権利
 - (3) 社員総会の議事録の閲覧等の権利
 - (4) 社員の代理権証明書等の閲覧等の権利
 - (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の権利
 - (6) 計算書類等の閲覧等の権利
 - (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利
 - (8) 合併契約等の閲覧等の権利
9. 理事および監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法上の総社員の同意による損害賠償責任の免除の規定にかかわらず、この責任は全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

(入会)

- 第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
2. 社員総会において名誉会員に推薦された者は、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

(経費の負担)

- 第7条 会員は、この法人の運営に経常的に生じる費用に充てるため、入会の際および毎年、社員総会が別に定める入会金および会費を納入しなければならない。
2. 学生会員および賛助会員は、入会金を納めることを要しない。
 3. 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。
 4. ジュニア会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届けを提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この法人の定款または規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他の正当な事由のあるとき
2. 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合（任意退会、除名）のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき
- (2) 全ての会員の同意があったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
- (4) 成年被後見人または被保佐人になったとき

(会員資格の喪失に伴う権利および義務)

- 第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。
 3. 代表会員たる会員が、第8条、第9条、および第10条の各号により、会員たる資格を喪失したときは、代表会員たる地位を喪失する。



学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

「デジタルの日」特設サイト

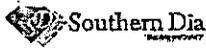
事務局問合せ一覧

よくある質問

採用情報

サイトマップ

English



学生ポスターセッション
ポスター発表募集

2023年度 国立情報学研究所
NII 共同研究公募

IoTシステム技術検定 中級

Webカタログ

60周年記念事業 Webサイト

【無料】400万以上
Web Knowledge Type テクノ動画視聴サイト

(構成)

第12条 社員総会は、全ての代表会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 入会の基準および会費ならびに入会金の額
 - (3) 理事および監事の選任または解任
 - (4) 理事および監事の報酬等の額またはその規程
 - (5) 各事業年度の事業報告および決算
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散および残余財産の処分
 - (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項
2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第15条第3項の書面（開催通知）に記載した目的以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総代表会員の議決権の10分の1以上を有する代表会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項ならびに招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会とする臨時社員総会の招集の通知をしなければならない。
3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない代表会員が書面によって議決権を行使することができるときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、代表会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 社員総会は、総代表会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代表会員の過半数が出席し、出席した代表会員の過半数をもって行う。可容同数のときは、議長の決するところによるが、この場合において、議長は代表会員として決議に加わることはできない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事および監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散および残余財産の処分
 - (5) その他法令またはこの定款で定められた事項
3. 理事および監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理および書面決議)

第20条 社員総会に出席できない代表会員は、他の代表会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代表会員は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるときは、代表会員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。
3. 第1項および2項の場合における第18条（定足数）および第19条（決議）の規定の適用については、その代表会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事または代表会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代表会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2. 出席した会長および副会長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上30名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。
3. 前項の会長および副会長をもって法人上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第24条 役員は、社員総会において、これを選任する。

2. 会長、副会長および業務執行理事は、理事会において、理事のうちから選定する。



学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

「デジタルの日」特設サイト

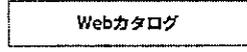
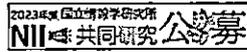
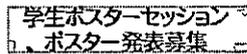
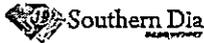
事務局問合せ一覧

よくある質問

採用情報

サイトマップ

English



3. 常務理事は、理事会において、業務執行理事のうちから6名以内を選定することができる。
4. 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。
5. 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
6. 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
7. 役員に異動があったときは2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務・権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
1. 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 2. 副会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
 3. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 4. 常務理事は、会長および副会長を補佐する。
 5. 会長、副会長および業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 6. 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行、およびこの法人の業務ならびに財産の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
1. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
 2. 監事は、社員総会および理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べらる。
 3. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令およびこの定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告する。
 4. 監事は、前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接、理事会を招集する。
 5. 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令およびこの定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。
 6. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令およびこの定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によりこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
 7. 以上、各項のほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

- 第27条 役員（理事および監事）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
1. 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第28条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。ただし、役員を解任する場合は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により行わなければならない。

(報酬等)

- 第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。
1. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(競業利益相反取引の制限)

- 第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること
 - (4) その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員法人に対する損害賠償責任の一部免除)

- 第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定される役員法人に対する損害賠償責任について、法令に定める要件（故意かつ重大な過失のないとき）に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第32条 この法人に理事会を置く。
1. 理事会は、全ての理事をもって構成する。
 2. 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(職務と権限)

- 第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定ならびに変更または廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(種類および開催)

- 第34条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度4回以上開催するほか、臨時理事会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。



学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

「デジタルの日」特設サイト

事務局問合せ一覧

よくある質問

採用情報

サイトマップ

English



学生ポスターセッション
ポスター発表募集

2023年度 国立情報学研究所
NII 共同研究公募

IoTシステム技術検定 中級

Webカタログ

60 周年記念事業 Webサイト

【無料】400万以上
Web/動画制作サイト

- 1) 会長が必要と認めたとき。
- 2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
- 3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- 4) 第26条第5号の規定により、監事から、会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、法令およびこの定款に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号または4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。

4. 前項の規定にかかわらず、役員の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定定数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 可否同数のときは、議長の決するところによるが、この場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 役員が、役員の実員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第25条第6項（3ヶ月に1度の職務執行状況の報告）の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した会長、副会長および監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

- 1) 事業計画および収支予算についての事項
- 2) 事業報告および収支決算についての事項
- 3) 正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表についての事項
- 4) 役員を選任
- 5) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認められた事項

第7章 資産および会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理・運用)

第43条 この法人の資産の管理・運用は、理事会が別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(事業計画および収支予算)

第44条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- 1) 事業報告
- 2) 事業報告の附属明細書
- 3) 貸借対照表
- 4) 正味財産増減計算書
- 5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- 6) 財産目録

2. この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第48条 この法人は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により、他()上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

「デジタルの日」特設サイト

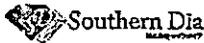
事務局問合せ一覧

よくある質問

採用情報

サイトマップ

English



学生ポスターセッション
 ポスター発表募集

2023年度 国立情報学研究所
 NII 共同研究公募券

IoTシステム技術検定 中級

Webカタログ

60周年記念事業 Webサイト

【無料】400万以上
 Web Knowledge Tech テクノ動画視聴サイト

(解散)

第49条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第50条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

(委員会等)

第52条 この法人の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会および必要に応じて支部（以下、委員会等という）を設置することができる。

2. 委員会等の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3. 委員会等は、法令およびこの定款により、社員総会ならびに理事会に付与された職務権限（業務執行の決定ほか）を制約する運営を行うことはできない。

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には事務局長および所要の職員を置く。

3. 職員のうち重要な職員（就業規則上の特別管理職）は、理事会の承認を得て任免する。

4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開等

(備付け帳簿および書類)

第54条 この法人は、主たる事務所に、次に掲げる帳簿および書類を備え、また法令の定めにより保管しなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 役員の名簿

(4) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 第44条の書類（事業計画および予算）

(6) 第45条第1項の書類（事業報告および決算書類）

(7) 監査報告書

(8) 運営組織および事業活動の状況の概要ならびにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(9) 認定、許可、認可等および登記に関する書類

(10) 定款に定める機関のうち、理事会および社員総会の議事に関する書類

(11) その他法令で定める帳簿ならびに書類

2. 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。

(公告)

第55条 この法人の公告は、電子公告による。

2. 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補 足

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、整備法という）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員およびその任期は、第24条および第27条の規定にかかわらず、次の通り設立総会の定めるところによる。

○平成23年3月31日を末日とする事業年度に関する定時社員総会の終結の時までの任期の役員

代表理事：白鳥則郎（会長）、村上篤道（副会長）

業務執行理事：大場みち子、串間和彦、佐藤三久、砂原秀樹、近山 隆、塚本昌彦、宗森 純、村上和彰、吉川正俊

監事：東野輝夫

○平成24年3月31日を末日とする事業年度に関する定時社員総会の終結の時までの任期の役員

代表理事：水野忠則（副会長）

業務執行理事：井戸上彰、岡田謙一、奥乃 博、落谷 亮、関口智嗣、谷口倫一郎、寺田真敏、西 直樹、茂木 強、横田治夫

監事：住田一男

3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特別民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。



支出証拠書 (各種団体会費)

1/26

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	人工知能学会会費		
年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	金 額	859 円

会の趣旨・目的	人工知能に関する研究の進展と知識の普及を図り、もって学術・技術ならびに産業・社会の発展に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学術集会, 学術講演会, 講習会等の開催 2. 学会誌, 論文誌その他の刊行物の発行 3. 研究の奨励及び研究業績の表彰 4. 研究及び調査 5. 国内外の関係学術団体との連絡及び協力 6. その他, この法人の目的を達成するために必要な事業
政務活動・関係性	近年、様々な分野において人工知能 (AI) が活用されつつある。人口減少社会ではさらなる人工知能の活用が必要であり、県政においても得られた知見を生かしたい。

《領収書貼付枠》

別添 振替払込請求書兼受領証 参照

2023 年度正会員費 : 10,000 円
 払込料金 : 313 円
 合計 : 10,313 円

事業年度 : 4月1日～翌年3月31日 (定款第36条)

4月分 :
 $10,313 \text{円} \div 12 \text{ヶ月}$
 = 859 円

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	009607	加入者名	人工知能学会管理 係	金額	千 1 万 0 千 0 十 0 十 0 円	ご依頼人	良知駿一 様	日 附 印	05-01-26 細江湖東 簡易郵便局
料 金	313 円	備 考	現金払 (23717) N94120008						

この受領証は、大切に保管してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

※添付書類 団体の定款

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動費にかかるものである。	859 円	100%	859 円

Home » 人工知能学会について » 学会概要 » 学会からのお知らせ » 会費納入のお願い

会費納入のお願い

各会員会費は以下のとおりです。

会員種別	年会費(円)	入会金(円)
正会員	10,000	2,000
学生会員	4,000	1,000
賛助会員	80,000/1口	
特殊購読会員	15,000	

会費は学会財政基盤の大半を占めており、納入の遅れにより学会活動に支障をきたす恐れもありますので、ご高配のほどを切にお願いいたします。

- 勤務先、住所などの変更や退会の際には、問合せ先一覧の [入会・退会・変更] のメールアドレス宛にご連絡ください。
- 年会費、研究会登録料などの納入は、入金確認の間違いを避けるため、払い込みの際に用紙の通信欄に必ず内訳と金額をご記入下さい。

また、会社名だけの払い込みは、会員名・会員番号との照合が困難ですので、できればお名前または会員番号を併記して下さい。

一般社団法人 人工知能学会 定款

一般社団法人 人工知能学会設立趣意書

1990年6月29日

頭脳の働きに代わる機械が欲しいという人類の夢は、大量の数値データに対して複雑な計算を高速に行うという面では、電子計算機により実現された。現在の情報処理技術はこの意味においては、人間の能力をはるかに越えたものといえるが、一方、思考という本質的な面では、全くといっていいほど無力である。人工知能は大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことを目指したものである。

それには人間の思考をモデル化し、これに適した新しい仕組みの計算機ハードウェアとソフトウェアを実現しなければならない。即ち、現在の計算機のように複雑なプログラムを人間が書き、それを逐次計算するのではなくて、人間が問題を自然語で与えるだけで、そのモデル化や解探索を一挙に行うことのできる仕組みを目指している。このため、単に計算機科学、数学、電子工学といった学問分野だけではなく、哲学、論理学、言語学、認知科学、生理学、生物学といった広範な学問分野との深い交流が不可欠である。人工知能は諸学問に共通な発見、創造、計画、設計、開発、評価、認識、理解、解析、分析、決定といった知的活動の基本を担うものであり、最近独自の学問分野として広く重視されるに至っている。

人工知能の応用としては、知識の活用を中心とする知識工学が提唱され、その適用の1つとして専門家の経験的、技術的知識を電子計算機に移植し、活用しようとするエキスパートシステムが計画、設計、診断、監視、制御など、産業、金融界に広く普及しつつある。例えば、計算機システムの機器構成決定、新材料設計、生産プラントの故障診断や制御、金融資産の運用、企業経営診断、医療診断などがある。さらに、自然言語、画像、図形などの認識や理解、また、学習といった分野へとその対象はますます広がりを見せている。例えば、機械翻訳、指紋印鑑照合、設備最適運転条件設定などをあげることができる。

人工知能が本格的に発展した折には、あらゆる機械が知能を持つという、全く新たな社会をもたらすものと思われる。すでに、学会や産業界に属する人工知能研究者の幅は広く、層が厚くなってきたため、その組織化の必要性が強く認識されている。また、この学問が情報処理工学、通信工学、システム制御工学、精密工学などとも関連して、本質的に学際的であることにかんがみ、同じ研究分野を分けもつ諸学会、諸団体の合同研究活動を促進するための中心的役割を果たすものとして、人工知能に関する新組織を構成する要望が強く打ち出されている。

当人工知能学会は、1986年7月設立以来、すでに4年の歳月を経過した。発足当初は、人工知能が新しい境界領域の学術であったこともあって、会の運営上多くの課題もあったが、学会誌の定期刊行、研究発表のための大会、各種の研究会ならびに内外の学識者によるセミナーの開催、人工知能に関する国際間の交流等の活動を通じて、国内的にも国際的にも相当高い評価を受けている。学会自体の構成も大きくなって、会員数4,000名を数えるにいった。当学会の活動が活発化するに及んで、国内において他の団体との関係も密接となり、国際的な連携も多く、30カ国以上の加盟する国際合同人工知能会議の主要メンバーとして活躍しているほか、数々の国際会議の協賛団体として国際的にも知名度が上がっている。

本年11月には、わが国でも当学会の主催する国際会議を開催する運びになった。このような時にあたり、今後我が国の人工知能学会の発展を期するために、当学会の在り方を検討してきたが、先ず当学会を法人格をもつ団体、即ち社団法人に改組し、人工知能に関する理論と応用の研究開発により一層の貢献をしようとするものである。

一般社団法人 人工知能学会定款

2012年6月14日 制定

2018年6月27日 改訂

◆第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人人工知能学会(英文名を The Japanese Society for Artificial Intelligence (英文略称「JSAI」))と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

◆第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人工知能に関する研究の進展と知識の普及を図り、もって学術・技術ならびに産業・社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学術集会、学術講演会、講習会等の開催
2. 学会誌、論文誌その他の刊行物の発行
3. 研究の奨励及び研究業績の表彰
4. 研究及び調査
5. 国内外の関係学術団体との連絡及び協力
6. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

◆第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
2. 学生会員 学生であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
3. 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または団体
4. 特殊購読会員 この法人の目的に賛同し、この法人の発行する会誌を広く閲覧するために定期購読する図書館等の団体
5. 名誉会員 この法人に特に功勞のあった者で社員総会の議決を持って推薦された者

2 この法人の社員は、正会員から選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とし、選出する際の定数は概ね正会員数を25で除した商とし120人を上限とする。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができ

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合（責任追及の訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

1. 当該候補者が補欠の代議員である旨
2. 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び特定の代議員の氏名
3. 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

1. 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
2. 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
3. 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
4. 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
5. 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権講師書面の閲覧等）
6. 法人法第129条第2項の権利（計算書類等の閲覧等）
7. 法人法第229条第2項の権利（計算法人の貸借対照表等の閲覧等）
8. 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 社員総会で名誉会員に推薦された者は、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

（経費の負担）

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会の時及び毎年、社員総会が別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員及び特殊購読会員は、入会金を納めることを要しない。

3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 会費を2年以上滞納したとき。
2. 総社員の同意があったとき。
3. 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

◆第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
4. 貸借対照表及び正味財産計算書の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項並びに招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。



(議決権)
第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散及び残余財産の処分
5. その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理及び書面議決)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該社員は、代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

2 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、社員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

3 第1項及び第2項の場合における第18条（定足数）及び第19条（決議）の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、及び出席した理事の中より2名以上の署名人を指定し、前項の議事録に記名押印する。

◆第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に次の役員を置く。

1. 理事 15名以上31名以内
2. 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。

3 前項の会長と副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。



3 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下とする。

JSPI 人工知能学会

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4 会長、副会長及び業務執行理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結、又は選任後1年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

◆第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

1. 本会の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について決議に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

4 前項の規定は、第25条第4項（3カ月に1回以上の職務執行状況の報告）の規定による報告には適用しない（役員の理事会に対する報告の省略）。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

◆第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の付属明細書
3. 貸借対照表
4. 正味財産増減計算書
5. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
6. 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

1. 監査報告
2. 理事及び監事の名簿

◆第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の処分)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

◆第9章 委員会及び事務局

(委員会)

第43条 この法人の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3 委員会は、法令及びこの定款により、社員総会並びに理事会に付与された職務権限（業務執行の決定ほか）を制約する運営を行うことはできない。

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

◆第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

◆第11章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

◆附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は山口高平、副会長は島津秀雄と松原仁とする。
3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
4. この定款の施行後最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
5. 第5条第2項で定める代議員の定数は2019年4月1日に就任する代議員から適用するものとし、2019年3月31日までを任期とする代議員に関しては選出する際の定数を概ね正会員数を25で除した商とする。

「これは、当法人の定款である。」

事務所：〒162-0821

東京都新宿区津久戸町4-7 OSビル



名称：一般社団法人人工知能学会

JSAI 人工知能学会

代表理事：会長 浦本 直彦

[人工知能学会について](#) [利用上の注意](#) [プライバシーポリシー](#) [特定商取引法に基づく表記](#) [問い合わせ一覧](#)

検索



・ All Rights Reserved. Copyright 2017 The Japanese Society for Artificial Intelligence ・



支出証拠書

3/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要綱情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	日経エレクトロニクス定期購読 (4月分)		
年月日	令和5年 4月~令和6年 月	金額	1,583 円

目的	ICT等のエレクトロニクス分野における最先端の技術情報を調査する。
使途	1年間購入費
政務活動・ 県政との 関連性	本県においても欠かすことができない ICT を中心とした最新の技術情報を調査し、関係部局の施策等へ提言していく。
<<領収書貼付枠>> 別添 引き落とし案内 クレジット明細 参照 2023年3月号から1年(12冊) 19,000円 3月号分として、1,583円請求済 (1冊分) ←5年 3月 整理番号 3-10 参照 4月号分として、1,583円請求 (1冊分)	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,583 円	100%	1,583 円

整理番号	3-10
------	------

(参考)

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	日経エレクトロニクス定期購読		
年.月.日	令和 5 年 3 月 10 日	金額	1,583 円

目的	ICT等のエレクトロニクス分野における最先端の技術情報を調査する。
使途	1年間購入費
政務活動・ 県政との 関連性	本県においても欠かすことができない ICT を中心とした最新の技術情報を調査し、関係部局の施策等へ提言していく。
<<領収書貼付枠>> 別添 引き落とし案内 クレジット明細 参照 2023年3月号から1年(12冊) 19,000円 3月号分 $19,000 \text{円} \times 1 \div 12 = 1,583 \text{円}$	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,583 円	/	
		100%	1,583 円



A131010055886A

〒431-1304

浜松市北区 細江町中川7172-698
ラトゥール101 良知駿一事務所

良知 駿一様

読者番号

A131010055886A NE 00 A4b #00000298



Sources of innovation

日経エレクトロニクス

NIKKEI ELECTRONICS

【重要】

らくらく購読コース
ご購読料金引き落としのお知らせ

ご購読料金引き落としのご案内

平素は「日経エレクトロニクス」をご購読いただき、まことにありがとうございます。厚くお礼申しあげます。

さて、あなた様の今回のご購読期間はまもなく終了し、新しい購読期間に入ることをお知らせいたします。

あなた様には、「らくらく購読コース」のご登録をいただいております。購読は自動継続となりますため、引き続き雑誌をお届けいたします。

ご購読の中止や購読期間の変更のお申し出がない場合は、下記の内容に基づいて購読料金をクレジットカード会社へ請求させていただきますので、予めご了承ください。

引き続きご購読いただけますようお願い申し上げます。

株式会社 日経BP

「日経エレクトロニクス」新しいご購読期間の内容

読者番号	
契約番号	
新しいご購読期間	2023年3月号から1年(12冊)
ご購読料金	19,000円(税込)
ご登録のクレジットカード	
お支払い方法	一括払い

※ご登録クレジットカードの変更や、ご購読を継続されない場合は、<https://nkbp.jp/bpshopmypage> (日経BP SHOPマイページ) でお手続きください。

※「分割払い」のお取り扱いができなくなりました。今後、ご登録のクレジットカードを変更される場合は「一括払い」のみとさせていただきます。何卒ご了承ください。

※セキュリティ保持のため、お客さまのカード情報は決済代行のソニーペイメントサービス株式会社で登録・保管いたします。カードに関わるお問い合わせは、ご利用のカード会社までお願いいたします。

■各種お問い合わせ・よくあるご質問

<https://nkbp.jp/bpsqa>

■ご契約内容のご確認・購読証明出力・各種お手続き

<https://nkbp.jp/bpshopmypage>

※マイページのご利用開始時に、上記の「読者番号」「契約番号」が必要となります。

日経BP読者サービスセンター

〒134-8729 日本郵便株式会社 葛西郵便局 私書箱20号



FAQ



マイページ

2023/2/14	V4095	日経エレクトロニクス	1回払い	19,000	19,000
ショッピング請求確定分小計				103,326	103,326

※リボ払いご利用分のご請求額については、利用内容「ショッピングリボ」の明細行に含まれております。

表示内容について

- ・本サービスは、カードのご利用内容とご請求内容を表示しております。
- ・今回ご請求合計額に「-」(マイナス)の表示がある場合は、当該金額をカード代金支払口座へお振込み、または別のご利用代金に充当させていただきます。
- ・前回のお支払いに遅延がある場合には、ご請求の確定が遅れる場合がございます。
- ・ご利用分の一部または全額を繰上返済いただいた内容は、ショッピングリボ払い・分割払いまたはキャッシングご利用分の場合を除き、ご利用明細欄には表示されません。
- また、ショッピングリボ払いご利用分の場合でも、ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日(毎月20日前後)から最終確定日(毎月25日前後)の間に、繰上返済いただいた内容は表示されません。
- ・ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日以降にご利用・ご返済があった場合、ご利用明細欄の表示内容は変更されません。
- ・「利用者欄」の「V」はVISAカード、「M」はマスターカード、「数字」はご利用者のカード番号末尾4桁が表示されています。
- ・円換算レートはVISAまたはマスターカードが適用するレートを使用いたします。必ずしもご利用日のレートではございません。また、海外でのショッピングご利用分は適用レートに諸事務処理などの費用として当行が定めた2.20%(税込)を加算させていただきます。
- ・海外でご利用の場合には、加盟店でのご利用日または伝票の処理日が記載されます。
- ・9桁以上の現地通貨額は表示されず、通貨略称・日本円換算額のみ表示しております。

お問合先

株式会社静岡銀行
しずぎんクレジットカードセンター
TEL:0120-540054
営業時間:9:00~17:00 土・日・祝日を除く
〒424-0886 静岡市清水区草薙1丁目13番10号

※お電話番号はお間違いのないようご注意ください。

※お手元にご利用のカードをご用意ください。

閉じる 

※お客様のご利用環境によっては、【閉じる】ボタンが動作しない場合がございます。
ブラウザ上部の【×】ボタンより画面を閉じてください。

支出証拠書

3/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 4 月 30 日	金額	30,225 円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	賃借料 (2023 年 4 月分)
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 通帳コピー 参照	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	60,450 円	1/2 %	30,225 円

〒431-1304

静岡県浜松市北区細江町中川7172-698
ラトゥール101

静岡県議会議員
良知 駿一 様
お客様番号 [REDACTED]

請求書

静岡県議会議員
良知 駿一 様
請求金額 11,000円
(消費税等 1,000円を含む)

請求日
請求番号 4024614

請求期間 令和5年4月1日~令和5年4月30日
(支払期日 令和5年4月30日)

▼この件についてのお問い合わせ先
静岡総局 (TEL:054-252-1823)

種類	配信先(敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報モタ)	静岡県議会議員 良知 駿一	1	10,000	1	10,000
		10%	【対象金額】 【消費税等】		10,000 1,000

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者 経理局長 [REDACTED] 連絡先 03-3524-6081
事務担当者 集計部長 [REDACTED] 連絡先 03-3524-6100

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 カジジツツツツ」です。

みずほ銀行 内幸町営業部 普通 1598455
三井住友銀行 日比谷 普通 0930051
三菱UFJ銀行 虎ノ門 普通 2043260
りそな銀行 虎ノ門 普通 2071079
横浜銀行 新橋 普通 0125917

〒107-8113
東京都中央区銀座5丁目15番8号
株式会社 時事通信
代表取締役社長 克彦
電話 03-3524-6081 番代
(適格請求書発行事業者) 登録番号: T7010001018703

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

処理状況

処理済み

受付番号 0414003 受付日時 2023年04月14日 10時14分 取引方法 ブラウザ

取引内容

引落口座

金融機関名 ミズホ

支店名 千代田

科目 普通預金

口座番号 1598455

振込・振替先口座

受取人名 カジジツウシヤ

金額 11,000円

引落合計金額 11,165円 (税込手数料165円)

指定日 04月14日

振込依頼人名 千代田

取消確認

戻る

支出証拠書

4/9

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	ゼンリン地図 購入		
年月日	令和5年4月19日	金額	37,950円

目的	地元が記載されている地図を購入するため。
使途	購入代
政務活動・ 県政との 関連性	政務の様々な活動で必要となる基礎的な資料である。
<領収書貼付枠> 別添 納品書・領収書 参照	

案分の理由 後援会活動と按分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	75,900円	1/2 %	37,950円

領収書

良知 駿一

様

領収額合計 75,900
(内消費税額) 6,900

但し 商品代金

お支払い日 2023年4月19日

支払方法 クレジットカード

受注番号 No. 1434933

ゼンリン公式オンラインショップ

ZENRIN Store

〒101-0063

東京都千代田区神田湊路町

ワテラスタワー 12階

株式会社 ゼン



上記の金額正に領収致しました。

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

納品書

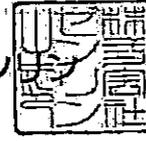


No. F23040005979

良知 駿一 様
 お客様コードNO. [Redacted]
 〒 431-1304
 静岡県浜松市北区細江町中川17172-705

2023年04月19日

株式会社 ゼン



〒101-0063
 東京都千代田区神田淡路町2-101 ワテラストワー12階
 TEL 0120-210-616

TEL: 0535232282

下記のとおり納品致しますのでご査収ください。

注文書番号 1434933

合計金額 ¥75,900- (消費税等込み)

商品名	種別	単価	数量	金額
浜松市北区1(浜松北) 202112(バインダー)	[22135A10C]	20,000	1	20,000
浜松市北区2 201711(バインダー)	[22135B40C]	27,000	1	27,000
浜松市北区3 201711(バインダー)	[22135C10C]	22,000	1	22,000
*** 小計 ***				69,000

御買上金額	消費税	御買上合計金額	御入金額	御請求額
69,000	6,900	75,900	0	75,900

【備考】

支払方法 クレジット支払

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

支出証拠書

4/23

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読(2023年4月分)		
年月日	令和5年4月1日~令和5年4月30日	金額	400円

目的	情報収集
使途	新聞購読料(三遠南信Biz)
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》

領 収 証

ラトゥール 101

2023年4月分

お問合せNo. [REDACTED]

(9999) 0.00ケレ

(8% 0円)

(10% 400円)

合計金額 **400円**

銘柄(*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
三遠南信Biz	1	400	

毎度ご購入、まことに有難うございます。上記の金額、正に領収致しました。

朝刊配達スタッフ募集中！
ご興味のある方は、是非ご連絡下さい！
短時間で効率よく収入がアップします！
男女問わず、幅広い年代が活躍中です！
(証券No. 7-2023/04/23 15:20:19)

浜松市北区細江町気賀2-9-6
(南)中日新聞細江専売販

金原 啓 中日新聞
TEL 053-522-0269
79-1111 0120-160269

領収日: 令和5年4月23日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	400円	100%	400円

支出証拠書

4/24

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	電話代		
年月日	令和5年2月1日~令和5年3月31日	金額	4,942円

目的	事務所電話代
使途	電話代 (R5.2~R5.3月分)
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》
別添 請求内訳 参照
電話回線工事料(印除外)
2,000円×1.1 = 2,200円
12,084円 - 2,200円
= 9,884円

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行のATMで支払の場合は、左欄の金額をお出しください。印以外のお支払いは、お振込みでお願いします。

ご請求先氏名
良知駿一様

お客様番号
[REDACTED]

2023年 4月ご請求分

金額(円)
¥12,084-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
23.4.24

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9,884円	1/2	4,942円

請求書 (西日本ご利用分)

431-1304
浜松市北区細江町中川7172-698

ラトゥール 101号
良知 駿一様



023042101043469349

04400

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 4月17日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜10F
社用コード M20021311001 04400 04386 00 E
61 000000 1 0 23040301E

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2023年 4月ご請求分	12,084円	2023年 5月 1日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 12,084円
(合計) 12,084円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

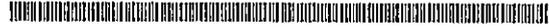
*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆ [REDACTED]		3月分	
◇NTT西日本ご利用分			
4,580	2,600	フレッツ 光ライト M利用料 2月 1日~ 2月28日	合 算
	-400	フレッツ・あっと割引 2月 1日~ 2月28日	合 算
	500	ひかり電話 (基本料) 2月 1日~ 2月28日	合 算
	400	ナンバー ディスプレイ使用料 2月 1日~ 2月28日	合 算
	200	複数チャンネル使用料 2月 1日~ 2月28日	合 算
	100	追加番号使用料 2月 1日~ 2月28日	合 算
	440	ひかり電話 (通話料) 2月 1日~ 2月28日	合 算
	320	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 2月 1日~ 2月28日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料他 2月 1日~ 2月28日	合 算
	416	消費税等相当額 (合計) 2月 1日~ 2月28日	合 算
◇NTT西日本分 (小計)	4,580	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
4,580	4,580	(小計)	
		4月分	
◇NTT西日本ご利用分			
7,504	2,600	フレッツ 光ライト M利用料 3月 1日~ 3月31日	合 算
	-400	フレッツ・あっと割引 3月 1日~ 3月31日	合 算
	500	ひかり電話 (基本料) 3月 1日~ 3月31日	合 算
	400	ナンバー ディスプレイ使用料 3月 1日~ 3月31日	合 算
	370	ボイスワープ使用料 3月 9日~ 3月31日	合 算
	200	複数チャンネル使用料 3月 1日~ 3月31日	合 算

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

支出証拠書

4/25

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (2023年4月分)		
年月日	令和 5年 4月 1日~令和 5年 4月 30日	金額	930円

目的	情報収集
使途	新聞購読料 (赤旗日曜版)
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》

<p>良知 駿一</p> <p>新聞・雑誌名</p> <p>「しんぶん赤旗」日曜版</p>	<p>部数</p> <p>* 1</p>	<p>金額</p> <p>930</p>	<p>様</p>	<p>領収書</p> <p>930円</p> <p>2023年4月分</p> <p>上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。</p> <p>日本共産党西部地区委員会 〒433-8122 浜松市中区上島 2-13-17 TEL 053-474-2145</p> <p>領収日 4/25 投者</p>
---	----------------------	----------------------	----------	--

*印は税率8%

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	930円	100%	930円

整理番号 4-16

支出証拠書

4/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読(2023年4月分)		
年月日	令和5年4月1日~令和5年4月30日	金額	7,550円

目的	情報収集
用途	新聞購読料(静岡新聞・日経新聞朝刊)
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

<<領収書貼付枠>>

領収証(口座振替)

支店 区域 順路 No 良知・駿一 101 振様
 01 042 017 XXXXXXXXXX

※は軽減税率対象です

品名	数量	金額(円)	備考	領収金額(含消費税)
※静岡新聞	1	3,300		7,550 円
※日本経済新聞朝刊	1	4,250		
10%対象	0	(内消費税 0)		領収致しました。
8%対象	7,550	(内消費税 559)		

2023 年 04 月分
 年 月 日

株式会社 ニュ
 浜松市北区細江町中川5431



細江

本店

053-522-0261

係

ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です

領収日: 令和5年4月27日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	7,550円	100%	7,550円

整理番号 4-17

支出証拠書

5/8

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内容	事務員雇用（令和5年4月分）		
年月日	令和5年4月1日～令和5年4月30日	金額	86,865円

目的	政務活動を補助する職員雇用		
使途	4月分給与		
政務活動・ 県政との 関連性			
<<領収書貼付枠>> 二人分 別添参照 雇用実績表 給与支払い明細書 通勤手当 1,938円 × (36h/81h) = 861円(政務活動費充当分) 給与 37,800円(政務活動費充当分) 通勤手当 1,224円 × (45.5h/83h) = 670円(政務活動費充当分) 給与 47,775円(政務活動費充当分) 雇用保険料 441円 × (45.5h/83h) = 241円(政務活動費充当分) 【合計】 861円 + 37,800円 + 670円 + 47,775円 - 241円 = 86,865円(政務活動費充当分)			

案分の理由 全て政務活動にかかる	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	86,865円	100%	86,865円

雇用実績表

4 月 分	氏 名	
-------	-----	--

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	土			
2	日			
3	月	4.75	1.5	事務作業
4	火	4.75	1.5	事務作業
5	水	4.5	1	事務作業
6	木	4.5	1	事務作業
7	金	4.5	1	事務作業
8	土			
9	日			
10	月	4.5	1.5	事務作業
11	火	4.5	1.5	事務作業
12	水	4.5	1.5	資料作成
13	木	4.75	2	事務作業
14	金	4.5	1.5	事務作業
15	土			
16	日			
17	月	4.5	2.5	事務作業
18	火	4.5	2.5	事務作業
19	水	3.75	2.5	資料作成
20	木	3.5	2.5	事務作業
21	金	3.5	2.5	事務作業
22	土			
23	日			
24	月			
25	火	3.75	2.5	事務作業
26	水	3.5	2.5	事務作業
27	木	3.75	2.5	資料作成
28	金	4.5	2	資料作成
29	土			
30	日			
31				
計		81	36	

上記のとおり雇用したことを証明する。

5 年 5 月 / 日
 会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [36時間00分] × 単価 [1,050円] = 37,800円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

雇用実績表

4月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	土			
2	日			
3	月	4.5	2	事務処理
4	火	5.5	1	事務処理
5	水	5.5	1	事務処理
6	木	4.5	1	事務処理
7	金			
8	土			
9	日			
10	月	4.5	4.5	事務処理 書類整理
11	火	4.5	2.5	資料作成 事務処理
12	水	4.5	3	資料作成 事務処理
13	木	4.5	1	事務処理
14	金	4.5	3	資料作成 事務処理
15	土			
16	日			
17	月			
18	火	4.5	4.5	事務処理
19	水	4.5	3	資料作成 事務処理
20	木	4.5	2.25	資料作成
21	金	4.5	2.5	資料作成 事務処理
22	土			
23	日			
24	月	4.5	3	事務処理 資料作成
25	火	4.5	2.25	資料作成
26	水	4.5	2	資料作成 事務処理
27	木	4.5	3	資料作成 事務処理
28	金	4.5	4	資料作成 事務処理
29	土			
30	日			
31				
計		(A) 83	(B) 45.5	

上記のとおり雇用したことを証明する。

5年 5月 / 日
 会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [45時間30分] × 単価 [1,050円] = 47,775円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

支出証拠書

5/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	モバイルルーター通信料		
年 月 日	令和 5年 3月 1日～令和 5年 3月 31日	金 額	2,135 円

目 的	政務活動を伴う通信費
使 途	モバイルルーター通信料(2023年3月分)
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別添 利用金額詳細 クレジットカード明細 参照	

案分の理由 私用と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,270 円	1/2 %	2,135 円

my UQ WiMAX ID : [REDACTED] 前回ログイン日時 : 2023/03/13 17:28:47

[ログアウト](#)[トップ](#)[ご契約内容](#)[パスワード変更](#)[UQエンタメ
マーケット](#)[ご契約書面](#)

ご利用金額照会 (詳細)

ご利用金額の合計と、内訳が確認できます。

2023年3月ご利用金額 (2023年4月ご請求金額)

ご利用内容	内訳金額 (円)	備考
代表契約 : [REDACTED]	4,270	
[REDACTED] ご利用分	4,270	プラン契約期間13ヶ月目
基本料	4,380	3/1~3/31
基本料 (減額)	-500	
ユニバーサルサービス料	2	
消費税	388	

[< 戻る](#)[< キャンセル](#)[料金案内](#)[請求金額照会](#)[ご利用金額照会](#)[通信量照会](#)[↑
ページ
トップ](#)

ご利用代金明細照会 履歴

ご利用明細

印刷日時: 2023年4月24日 9:47

[2023年5月分のご利用代金明細照会最終閲覧日時: 本日が明細内容確定後の初来訪日となります。]

良知 駿一様 ご利用明細(確定)を表示しております。

カード種類	[REDACTED]	照会月	2023年5月
カード名称	[REDACTED]	明細作成日	2023年4月23日
カード番号	[REDACTED]		
お支払日	2023年5月10日		
今回ご請求合計額	57,918円		
(1)今回ご請求額	57,918円		
(2)事前お支払額	0円		
合計[(1)-(2)]	57,918円		

ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今回請求額
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
2023/3/14	V4095	中部電力 23/03利用分	1回払い	7,886	7,886
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
2023/3/31	V4095	UQご利用料金	1回払い	4,270	4,270
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
ショッピング請求確定分小計				57,918	57,918

※リボ払いご利用分のご請求額については、利用内容「ショッピングリボ」の明細行に含まれております。

表示内容について

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

(全15件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要 残高

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	残高
001	2023年05月10日分	57,918円			出金	DC+*	[編集]

05月11日 21時00分時点

ダウンロード (CSVファイルでダウンロード)

トップページへ

整理番号	4-19
------	------

支出証拠書

5/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所電気代 (2023年3月分)		
年月日	令和5年2月14日～令和5年3月13日	金額	3,943円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<領収書貼付枠> 別添 クレジットカード明細コピー・使用量のお知らせ 参照 口座引落し 5年4月 整理番号4-18参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	7,886円	1/2	3,943円
		%	

電気ご使用量のお知らせ

2023年3月14日

毎度お引立ていただきありがとうございます。電気ご使用量をお知らせいたします。

良知 駿一様

お客さま番号	日程	供給地点特定番号
██████████	11	04 0256 8580 2405 1000 0000
契約種別	契約容量	力率
おとくプラン	50A	
ご使用場所		
静岡県 浜松市 北区 細江町 中川 7172-698		
ラトゥール 101		

7,886円
(うち消費税等相当額 716円)
電気のご使用量
215kWh
(日数: 28日間)
【参考: 前年同月の情報】
・ご使用量 236kWh
・日数 27日

検針日	ご使用期間	ご使用日数
3月14日	2月14日~3月13日	28日
電気ご使用量		
215kWh	前年同月実績 (ご使用日数27日) 236kWh	
計器番号128 第1計器		
当月指示数	10769.0	
前月指示数	10554.2	
差引	214.8	

[ご請求額内訳]	
基本料金	1,430円 00銭
電力量料金 1段料金	3,038円 40銭
2段料金	2,830円 05銭
(うち燃料費調整額)	920円 20銭
おとく割	-153円 00銭
再エネ発電促進賦課金	741円
○2023年2月分以降の燃料費調整単価には国による電気料金負担緩和策(値引き単価:7円/kWh)が含まれています。 ※原則、2月のご請求分からの適用となります。	

翌月(4月分)のご案内	検針日	4月14日
	ご使用期間	3月14日~4月13日
	燃料費調整単価(税込)	2円93銭/kWh

当月燃料費調整単価(税込)	4円28銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価(税込)	3円45銭/kWh

ご利用代金明細照会 確定

ご利用明細

印刷日時: 2023年4月24日 9:47

[2023年5月分のご利用代金明細照会最終閲覧日時: 本日が明細内容確定後の初来訪日となります。]

良知 駿一様 ご利用明細(確定)を表示しております。

カード種類	[REDACTED]	照会月	2023年5月
カード名称	[REDACTED]	明細作成日	2023年4月23日
カード番号	[REDACTED]		
お支払日	2023年5月10日		
今回ご請求合計額	57,918円		
(1)今回ご請求額	57,918円		
(2)事前お支払額	0円		
合計[(1)-(2)]	57,918円		

■ ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今回請求額
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
2023/3/14	V4095	中部電力 23/03利用分	1回払い	7,886	7,886
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
2023/3/31	V4095	UQご利用料金	1回払い	4,270	4,270
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
ショッピング請求確定分小計				57,918	57,918

※リボ払いご利用分のご請求額については、利用内容「ショッピングリボ」の明細行に含まれております。

■ 表示内容について

支出証拠書

5/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	スマートフォン通信料 (3月分)		
年 月 日	令和 5年 3月 1日~令和 5年 3月 31日	金 額	3,636 円

目 的	政務活動を伴う通信費
使 途	スマートフォン通信料 (2023年3月分)
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 利用内訳表・クレジットカード明細書 参照	

案分の理由 私用と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,273 円	1/2 %	

2023年5月10日のご利用代金明細表

2023年4月25日 発行

お名前	良知 駿一 様
お支払い日	2023年5月10日 (水)
お支払い合計額	7,273円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	██████████
	2010年12月2日

金融機関	██████████
支店	██████████
科目	██████████
口座番号	██████████

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

1回払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができる場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
良知 駿一 様 ご利用分 ██████████										
23/03/31	ドコモご利用料金 / iD 4月分	7,273	1	1	7,273					
<お支払い金額総合計>					7,273					

株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
登録番号 関東財務局長第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意の上、お手続きください。
dカードセンター 0120-300-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)
※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります。
クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)
ホームページ <https://d-card.jp/>

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◆ [REDACTED]		ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計) 2,980	2,980	ギガライト2	合 算
	2,850	(内訳) ギガライト2	
	-170	(内訳) dカードお支払割	
	300	(内訳) e p モード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	0.8GB
			合 算
◇通話料・通債料 (計) 3,630	2,900	X i 通話料	合 算
	30	X i ・SMS 通債料	3月ご利用分
	700	5分通話無料オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 2	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
			合 算
◇消費税等相当額 (計) 661	661	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 7,273	7,273	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、3月末で	22年3か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	60です。
		(ポイント遡望の対象になるご利用金額は、	6,612円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単位) が公表されています。

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座 XXXXXXXXXX

(全15件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要 残

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	残
■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■
002	2023年05月10日分	7,273円		■	出金	Dt-D/DCMX	[振替]
■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■

05月11日 21時00分時点

前ページ 1 次ページ

ダウンロード (CSVファイルでダウンロード)

[トップページへ](#)

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和5年4月12日	金 額	3,850 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・ <input checked="" type="checkbox"/> 会派内調整打合せ・政務活動資料の整理		
使 途 (該当項目に丸印)	<input checked="" type="checkbox"/> 交通費・宿泊費・駐車料		
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 <input checked="" type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。		
《領収書貼付枠》	<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書</p>  <p>料金所(自) 浜松SAスマート 料金所(至) 静岡SAスマート</p> <p style="text-align: center;">23年 4月12日 9時38分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A28304-128301-400134 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書</p>  <p>料金所(自) 静岡 料金所(至) 三方原スマート</p> <p style="text-align: center;">23年 4月12日 15時28分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,140- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A28304-128301-401231 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,850 円	/	
		100 %	3,850 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和5年4月20日	金額	1,710円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・ <input checked="" type="checkbox"/> 会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	<input checked="" type="checkbox"/> 交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 <input type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<<領収書貼付枠>>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p> <h3 style="margin: 0;">利用証明書</h3> <p>料金所(自) 浜松SAスマート 料金所(至) 静岡SAスマート</p> <p>23年 4月20日 9時33分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,710- (ETCレゾット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A29304-204784-493330 確</p> <p style="font-size: small;">※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">046</p> </div>
------------	---

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,710円	/	
		100%	1,710円

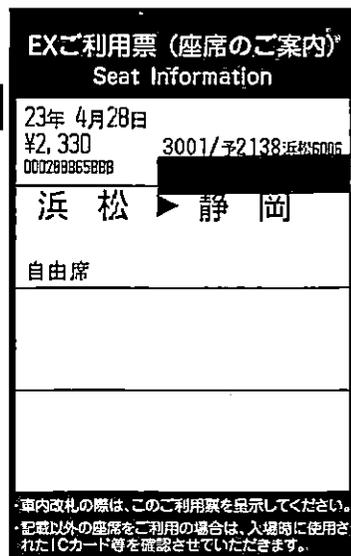
支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

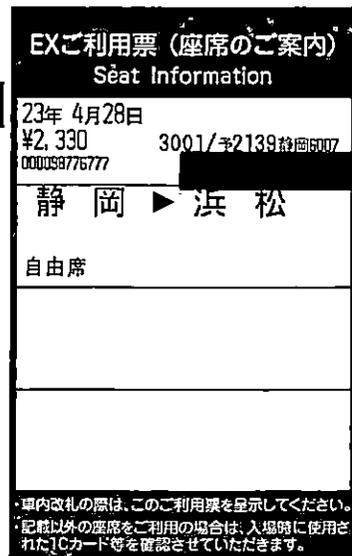
経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和5年4月28日	金額	5,740円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・ <input checked="" type="checkbox"/> 会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	<input checked="" type="checkbox"/> 交通費・ <input type="checkbox"/> 宿泊費・ <input type="checkbox"/> 駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 <input checked="" type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》



このご利用票はきつぷぐではありません
ご利用票では改札口は通れません



このご利用票はきつぷぐではありません
ご利用票では改札口は通れません

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,740円	100%	5,740円

支 払 証 明 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

(整理番号 4-23)

下記のとおり支払ったことに相違ありません。

令和5年4月28日

議員氏名

支払先	内容・積算の内訳	金額(円)
遠鉄バス	聖隷三方原病院ー浜松駅	540
遠鉄バス	浜松駅ー聖隷三方原病院	540

※ 本様式は、公共交通機関で領収書等が発行されない場合の運賃（例：私鉄・路線バス等への現金乗車）及び回数券で有料道路を利用した場合の1回分の利用料金に限り使用することができる。

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
4/12	議員総会	事務所ー県庁 (往復)	166.0
4/17	地元要望	事務所ー細江警察署 (往復)	9.4
4/20	議員総会	事務所ー県庁	78.8
4/23	意見交換 (子ども会)	事務所ーみをつくし文化センター (往復)	9.2
4/27	次世代自動車フォーラムを聴講	事務所ーグランドホテル浜松 (往復)	31.2
合 計			294.6